

『在宅療養あんしん病院登録システム』へのご協力をお願い

- ① 「在宅療養あんしん病院登録システム」についてご理解頂きご協力をお願いします。

「在宅療養あんしん病院登録システム」とは、在宅で療養生活を送る65歳以上の高齢者が、かかりつけ医の協力により病院を事前に登録することで、体調不良時に病院への早期アクセス・早期治療ができ、結果として早期退院の実現につなげ「在宅療養を維持」することを目的とするシステムです。

24時間・365日安心できる暮らしの実現のためには、本システムへの登録だけではなく、医療・介護・福祉の連携が欠かせません。京都市地域包括ケアの理念・主旨をご理解頂き、本システムの普及・円滑な運営にご協力頂きますようお願いいたします。

- ② 「在宅療養あんしん病院登録システム」の周知・普及にご協力下さい

担当されている利用者等の中で「在宅療養あんしん病院登録システム」への登録が必要と思われる方に、【説明用資料】等を活用し説明をお願いします。

本システムは、65歳以上の高齢者で「在宅で療養生活を送る方」が対象です。「健康であり療養が不要な方」は対象外となる事もありますが、最終的な判断はかかりつけ医となります。必要に応じて事前にかかりつけ医に相談をする等、ご配慮頂きますようお願いいたします。

- ③ 「在宅療養あんしん病院登録システム」の利用について相談を受けた場合

担当されている利用者等から、本システムを利用したい等の相談を受けた場合、【説明用資料】等を使用し、まずは「かかりつけ医」に相談をするようにご説明下さい。登録には、かかりつけ医のサインが必要であり、登録申請書や府民向けパンフレット等も、全てかかりつけ医のいる医療機関に設置されています。利用者等だけでは、かかりつけ医への相談が困難な場合には、必要な支援をして頂きますようお願いいたします。

- ④ 「登録申請書記載の支援」依頼を受けた場合

利用者・かかりつけ医等より「登録申請書記載の支援」依頼が想定されます。「登録申請書」の中には、担当ケアマネジャー等在宅チームを記載する欄もあります。利用者等が記載に困っている場合等には、該当項目の記入について必要な支援をお願いします。
尚、登録するためには、かかりつけ医の判断・サインが必須となりますので、ご注意下さい。

- ⑤ 「登録通知書」について

登録手続きが完了すると、利用者には「登録通知書」が郵送されます。記載内容に誤りが無いかを利用者等と共に確認して頂きますようお願いいたします。また、「登録通知書」は、利用者を支援しているチームに関する貴重な情報源となります。緊急時等にも利用者等や関係者が活用できるよう保管場所についても助言をお願いします。

※登録通知書には以下の通り記載されています。

「あなたを支えている方の一覧です。目につきやすいところで保管してください」

- ⑥ どの病院を「在宅療養あんしん病院」として登録したら良いか？相談を受けた場合

基本的には利用者等の希望を確認しながら、かかりつけ医が「在宅療養あんしん病院一覧」の中から提案します。もし、相談を受けた場合には、かかりつけ医とも相談をしながら、地域性・疾患等を勘案して登録する病院についての助言をお願いします。

尚、高齢者に関わりの薄い単科病院（産婦人科等）及び、大学病院、三次救急を担当しているような病院（特定機能病院など）は対象とすべくいたため、在宅療養あんしん病院の指定を受けていない場合があります。詳しくは「在宅療養あんしん病院一覧」をご確認下さい。

⑦ 入院希望時にかかりつけ医に連絡がつかない・・・と相談を受けた場合

入院の必要性はかかりつけ医が判断し、原則、かかりつけ医が登録病院に連絡・入院依頼をする事になっています。しかし、利用者等が入院を希望した際に、かかりつけ医に連絡がつかない場合は、利用者等から直接登録病院に連絡し、登録病院の判断を仰ぐこととなりますので、そのように助言してください。

ただし、かかりつけ医が判断するまでもなく、明らかに病状の変化があった場合は、本システムの対象外であり救急対応となります。

⑧ ショートステイ（短期入所療養介護）との違いについて質問された場合

介護保険のショートステイは、基本的に利用する理由を問わない（例えば、介護者のレスパイト（休息）目的での利用も認められている）のに対し、本システムでは、かかりつけ医・登録病院の双方による医療的な必要性の有無が入院の要否判断の根拠となります。

例えば、以下のような場合です。

- ・肺炎の疑い、脱水など対応が遅れると重篤化する恐れがある場合
- ・在宅では診断・評価が困難な病状の変化がある場合

⑨ 介護療養病床のみの病院（介護保険適用）を登録された場合

登録病院の中には、「介護療養病床のみの病院」（介護保険適用）も含まれています。

本システムで当該病院を利用する場合には、かかりつけ医・登録病院の双方による入院要否の判断に加えて、担当ケアマネジャー等には「短期入所療養介護」として定められている一連の手続きが必要となります。以下の内容をご確認下さい。

○本システムでは、登録された情報が、ケアマネジャー等には直接提供されません。お手数ですが、ご本人に「登録通知書」が郵送された段階で、登録された病院の中に「介護療養病床のみの病院」（介護保険適用）が含まれているかどうかをご確認下さい。

○介護療養病床のみの病院が登録されている場合、本システムを利用して当該病院に入院される際には、必ずケアマネジャー等に連絡をいただくようかかりつけ医に依頼して下さい。併せて、「登録内容」を「居宅サービス計画書」の第1表または第3表に記載するよう努めて下さい。

○入院の連絡を受けたケアマネジャー等は、「短期入所療養介護」の利用となりますので、緊急で短期入所を利用した場合に準じ、サービ担当者会議を開催し、当該短期入所療養介護施設を含む担当者に専門的見地からの意見を求め、情報を共有して下さい。また、給付管理が必要となりますので、区分支給限度額にご留意下さい。

※ 介護療養病床（短期入所療養介護指定）のみの在宅療養あんしん病院

京都北野病院	（京都市北区）
第二久野病院	（京都市東山区）
木津屋橋武田病院	（京都市下京区）
嵯峨野病院	（京都市右京区）
松ヶ崎記念病院	（京都市伏見区）

⑩ 居宅介護支援における「医療連携加算」「退院・退所時加算」について

居宅介護支援（ケアマネジャー）において、医療機関への入院や退院時に算定が可能な加算（「医療連携加算」「退院・退所時加算」）については、在宅療養あんしん病院登録システムを利用したの入退院であっても、必要な所定の手続きを行うことで算定する事が出来ます。

⑪ 退院時の連携について

「在宅療養あんしん病院登録システム」の目的は入院時の安心だけではなく、退院時にも、かかりつけ医・登録病院・在宅チームが連携することによりスムーズな在宅生活への移行を目指すことにあります。

担当する利用者が登録病院に入院された場合、病院地域連携室（担当者）より在宅チームにも連絡が入ることになります。本システムの主旨である「一時入院（3日～1週間程度）」での在宅復帰を実現するためにも、可能な限り早い段階から、かかりつけ医・登録病院・在宅チームでの連携・支援を始めていただきますようお願いします。

本システムの内容等について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

－ お問い合わせ先 －

京都地域包括ケア推進機構

〒604-8415 京都市中京区西ノ京梅尾町3-14 京都府医師会館703号

電話：075-803-1037 FAX：075-822-3574

E-mail：info@kyoto-houkatucare.org